

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案 (建築物に係る部分) の概要

1. 背景

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第93号)が平成18年4月1日から施行され、一定規模以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合に加え、大規模修繕等を行う場合にも省エネ措置の所管行政庁への届出義務が課されることとなるとともに、一定規模以上の住宅も非住宅建築物と同様に取り扱われることとなります。また、届出をした建築物(住宅を含む)については、定期的に維持保全の状況の報告が義務づけられることとなります。

今般、法律施行に必要な事項を定めるため、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正し、届出・報告の対象となる建築物や大規模修繕等の範囲等について、次のとおり定めることを予定しております。

2. 改正内容

- ① 空気調和設備等の範囲の設定 (新法第72条関係)
設置・改修時に省エネ措置の努力義務や届出義務が課される空気調和設備等の範囲を、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機とすること。
- ② 特定建築物の規模の設定 (新法第73条第1項関係)
特定建築物の規模は、床面積の合計が2,000 m²以上とすること。
- ③ 特定建築物の改築の規模等の設定 (新法第75条第1項関係)
省エネ措置の届出を要する特定建築物の改築の規模、建築物の増築の規模は、改築・増築に係る部分の床面積の合計が2,000 m²以上とすること。
- ④ 特定建築物の屋根、壁又は床の修繕・模様替の規模の設定 (新法第75条第1項関係)
省エネ措置の届出を要する特定建築物の屋根、壁又は床の修繕・模様替の規模を以下のとおりとすること。(詳しくは、[別紙2](#)参照)

- ・ 屋根の修繕又は模様替 修繕又は模様替に係る部分の面積が屋根全体の面積の 1/2 以上であること
- ・ 床の修繕又は模様替 修繕又は模様替に係る部分の面積が床全体の面積の 1/2 以上であること
- ・ 壁の修繕又は模様替 修繕又は模様替に係る部分の鉛直投影面積が最大となる鉛直面を設定し、その鉛直面への投影面積が建築物全体のその鉛直面への投影面積の 1/2 以上であること

※ 屋根、壁又は床の修繕又は模様替で、上記に当たらないものであっても、合計面積が 2000 m²以上であれば、届出対象とする。

⑤ 空気調和設備等の改修の範囲の設定

(新法第 75 条第 1 項関係)

省エネ措置の届出を要する空気調和設備等の改修を以下のとおりとすること。(詳しくは、[別紙 2](#)参照)

- ・ 空気調和設備 熱源機器、ポンプ、空気調和機を取替えて一定のもの
- ・ 機械換気設備 送風機を取替えて一定のもの
- ・ 照明設備 設備を取替えて一定のもの
- ・ 給湯設備 熱源機器、配管を取替えて一定のもの
- ・ 昇降機 昇降機を取替えて一定のもの

⑥ 省エネ措置の届出、維持保全状況の報告を要しない建築物の範囲の設定

(新法第 75 条第 6 項関係)

届出・報告を要しない建築物の範囲を、

- ・ 文化財保護法により国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物として指定されたもの 等
 - ・ 建築基準法第 85 条に規定する応急・仮設建築物
- とすること。

⑦ 報告及び立入検査に関する規定の整備 (新法第 85 条第 10 項関係)

特定建築物の設計及び施工又は維持保全に係る事項に関する報告等について定めること。